

委員会提出議案第4－2号

あきる野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年10月14日

あきる野市議会議長 村野栄一 殿

提出者 議会運営委員会委員長 天野正昭

提案理由

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害の発生等により、委員会の開催場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話をすることができる、オンラインによる方法を活用した委員会を開くことができるよう、規定を整備する必要があるため。

あきる野市議会委員会条例の一部を改正する条例

あきる野市議会委員会条例（平成7年あきる野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
第17条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第27条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第28条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。